

議 第 2 2 号 議 案

国民健康保険制度への確実な財政支援の実施を求める意見書の提出について

国民健康保険制度への確実な財政支援の実施を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年12月13日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

国民健康保険制度への確実な財政支援の実施を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき埼玉県に対して提出するため、この案を提出します。

国民健康保険制度への確実な財政支援の実施を求める意見書

国民健康保険制度は、2015年5月の国民健康保険法改正により、2018年度から都道府県が市町村とともに運営を担う仕組みへと移行した。市町村は引き続き、保険料・税の賦課・徴収や保健事業の実施など、住民に密接した重要な役割を担っている。しかし、高額な国民健康保険料・税の負担を軽減するため、多くの市町村が市の裁量で法定外繰入れを行っているのが現状である。

一方で、国及び都道府県の運営方針において、法定外繰入れの解消が各自治体の国民健康保険特別会計に求められており、これが市町村にとって大きな負担となっている。市町村には保険料・税を決定する最終的な権限があるものの、その基盤となる納付金額を決定するのは都道府県である。この納付金額が増加すると、結果的に保険料・税の引上げが避けられず、住民負担がさらに重くなることが懸念されている。

本来、国民健康保険制度は国が責任を持って運営すべき制度であり、その財政構造を根本から見直すことが急務であるが、現状では都道府県と市町村がその負担を分担せざるを得ない仕組みとなっている。

そのため、まずは埼玉県が財政的な役割を果たし、納付金額の引下げを実現することが必要である。

よって、富士見市議会は、埼玉県に対し、住民が安心して利用することができる仕組みを構築するため、市町村に対して国民健康保険制度への確実な財政支援を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

埼玉県知事

様